

新	旧
<p><b>第1条 〈銚子商工〉インターネットバンキングサービス について</b></p> <p>(省略)</p> <p>4. 「代表口座」および「契約口座」</p> <p>本サービスを利用できる口座は、本サービス利用申込時に当組合所定の申込手続きにより届け出た、当組合の本支店にある契約者本人名義の預金口座（以下「利用口座」といいます。）とします。なお、契約者は、利用口座のうち1口座を「代表口座」、それ以外を「契約口座」として届け出るものとします。なお、「契約口座」として届け出ることができる口座数は、当組合所定の口座数とします。</p> <p>(1) 代表口座</p> <p>当組合に所在する契約者と同一名義の普通預金口座または当座預金口座の1つを代表口座とします。この代表口座では、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。なお、利用申込みで代表口座として届け出た口座を変更することはできません。</p> <p>(2) 契約口座</p> <p>当組合本支店に所在する代表口座と同一名義の普通預金口座または当座預金口座を、本サービスによる取引に使用する契約口座として、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。</p> <p>(省略)</p> <p><b>第10条 手数料</b></p> <p>1. 月額基本手数料の支払い</p> <p><u>月額基本手数料は無料といたします。</u></p>	<p><b>第1条 〈銚子商工〉インターネットバンキングサービス について</b></p> <p>(省略)</p> <p>4. 「代表口座」および「契約口座」</p> <p>本サービスを利用できる口座は、本サービス利用申込時に当組合所定の申込手続きにより届け出た、当組合の本支店にある契約者本人名義の預金口座（以下「利用口座」といいます。）とします。なお、契約者は、利用口座のうち1口座を「代表口座」、それ以外を「契約口座」として届け出るものとします。なお、「契約口座」として届け出ることができる口座数は、当組合所定の口座数とします。</p> <p>(1) 代表口座</p> <p>当組合に所在する契約者と同一名義の普通預金口座または当座預金口座の1つを代表口座として、<u>本サービスの月額基本手数料引落口座</u>とします。この代表口座では、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。なお、利用申込みで代表口座として届け出た口座を変更することはできません。</p> <p>(2) 契約口座</p> <p>当組合本支店に所在する代表口座と同一名義ならびに<u>契約者の本社・支店・営業所等の名義、またはこれに類する名義</u>の普通預金口座または当座預金口座を、本サービスによる取引に使用する契約口座として、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。</p> <p>(省略)</p> <p><b>第10条 手数料</b></p> <p>1. 月額基本手数料の支払い</p> <p><u>契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合所定の日に当組合所定の月額基本手数料を支払うものとします。(申込月は月額基本手数料を無料とします。)</u></p>

インターネットバンキングサービスご利用規定 新旧対照表

(アンダーライン変更箇所)

新	旧
<p>2. 振込手数料の支払い                      契約者は、振込・振替サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料を支払うものとします。                      (1) 振込・振替サービスの場合は、指定日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに当該振込に係る支払指定口座から支払うものとします。</p> <p>3. 手数料の引落し                      当組合は第2項の手数料の支払いについて、当組合普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提示なしに、前項に定める預金口座から引落します。</p> <p>4. 手数料の変更                      当組合は、第1項および第2項の手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。</p> <p>5. 領収書の不発行                      本サービスにおいては、手数料の領収書の発行は行わないものとします。</p> <p>6. 通信料金・接続料金等                      本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。</p> <p>(省略)</p>	<p>2. 振込手数料の支払い                      契約者は、振込・振替サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料を支払うものとします。                      (1) 振込・振替サービスの場合は、指定日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに当該振込に係る支払指定口座から支払うものとします。</p> <p>3. 手数料の引落し                      当組合は第1項および第2項の手数料の支払いについて、当組合普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提示なしに、<u>月額基本手数料については代表口座から、振込手数料については前項に定める預金口座から</u>引落します。</p> <p>4. 手数料の変更                      当組合は、第1項および第2項の手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。</p> <p>5. 領収書の不発行                      本サービスにおいては、<u>第1項および第2項</u>の手数料の領収書の発行は行わないものとします。</p> <p>6. 通信料金・接続料金等                      本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。</p> <p>(省略)</p>
<p>第14条 解約等</p> <p>(省略)</p> <p>2. 強制解約                      契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。</p>	<p>第14条 解約等</p> <p>(省略)</p> <p>2. 強制解約                      契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。</p>

インターネットバンキングサービスご利用規定 新旧対照表

(アンダーライン変更箇所)

新	旧
<p>(1) 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき                      (2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。                      (3) 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき                      (4) 解散、その他営業活動を休止したとき                      (5) <u>電子交換所の取引停止処分を受けたとき</u>                      (6) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき。                      (7) 相続の開始があったとき。                      (8) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき                      (9) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき                      (10) 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p>	<p>(1) 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき                      (2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。                      (3) 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき                      (4) 解散、その他営業活動を休止したとき                      (5) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>                      (6) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき。                      (7) 相続の開始があったとき。                      (8) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき                      (9) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき                      (10) 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p><b>第18条 規定の変更等</b>  <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当組合の責めによる場合を除き、規程の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>	<p><b>第18条 規定の変更等</b>  <u>当組合は、本規定を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>
<p>(省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>R05.01.01</u></p>	<p>(省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>H29.10</u></p>